

Ⅲ 産業廃棄物

【有害物質等に係る判定基準】

(1) 産業廃棄物の埋立処分に係る判定基準

〔金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令
(昭和 48. 2. 17 総令 5) 第 1 条, 第 3 条〕

項 目		① 規制対象事業場で生じた汚泥 ② ①を処分するために処理した もの	① 鉍さい (9 PCBを除く) ② 規制対象施設で生じた燃え殻 ③ 規制対象施設で生じたばいじん ④ ①～③を処分するために処理し たもの
1	アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと
2	水銀又はその化合物	0.005 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下
3	カドミウム又はその化合物	0.09 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下
4	鉛又はその化合物	0.3 mg/L 以下	0.3 mg/L 以下
5	有機リン化合物	1 mg/L 以下	/
6	六価クロム化合物	1.5 mg/L 以下	
7	ヒ素又はその化合物	0.3 mg/L 以下	
8	シアン化合物	1 mg/L 以下	
9	ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L 以下	
10	トリクロエチレン	0.3 mg/L 以下	
11	テトラクロエチレン	0.1 mg/L 以下	
12	ジクロロメタン	0.2 mg/L 以下	
13	四塩化炭素	0.02 mg/L 以下	
14	1, 2-ジクロロエタン	0.04 mg/L 以下	
15	1, 1-ジクロロエチレン	1 mg/L 以下	
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L 以下	
17	1, 1, 1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下	
18	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06 mg/L 以下	
19	1, 3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L 以下	
20	チウラム	0.06 mg/L 以下	
21	シマジン	0.03 mg/L 以下	
22	チオベンカルブ	0.2 mg/L 以下	
23	ベンゼン	0.1 mg/L 以下	
24	セレン又はその化合物	0.3 mg/L 以下	0.3 mg/L 以下
25	1, 4-ジオキサン	0.5 mg/L 以下	

(2) 産業廃棄物の海洋投入処分に係る判定基準

〔廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（最終改正：平成 27 年 12 月 25 日）〕

有害物質等の種類	汚泥 (mg/L)	動植物性残さ (mg/kg)	廃酸・廃アルカリ・ 家畜ふん尿 (mg/L)
1 アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
2 総水銀	0.0005	0.025	0.025
3 カドミウム又はその化合物	0.003	0.03	0.03
4 鉛又はその化合物	0.01	1	1
5 有機燐化合物	検出されないこと	1	1
6 六価クロム化合物	0.05	0.5	0.5
7 砒素又はその化合物	0.01	0.15	0.15
8 シアン化合物	検出されないこと	1	1
9 PCB	検出されないこと	0.003	0.003
10 トリクロロエチレン	0.03	0.3	0.3
11 テトラクロロエチレン	0.01	0.1	0.1
12 ジクロロメタン	0.02	0.2	0.2
13 四塩化炭素	0.002	0.02	0.02
14 1, 2-ジクロロエタン	0.004	0.04	0.04
15 1, 1-ジクロロエチレン	0.1	1	1
16 シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04	0.4	0.4
17 1, 1, 1-トリクロロエタン	1	3	3
18 1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006	0.06	0.06
19 1, 3-ジクロロプロペン	0.002	0.02	0.02
20 チウラム	0.006	0.06	0.06
21 シマジーン	0.003	0.03	0.03
22 チオベンカルブ	0.02	0.2	0.2
23 ベンゼン	0.01	0.1	0.1
24 セレン又はその化合物	0.01	0.1	0.1
25 有機塩素化合物	1	4	4
26 銅又はその化合物	0.14	10	10
27 亜鉛又はその化合物	0.8	20	20
28 ふっ化物	3	15	15
29 ベリリウム又はその化合物	0.25	2.5	2.5
30 クロム又はその化合物	0.2	2	2
31 ニッケル又はその化合物	0.12	1.2	1.2
32 バナジウム又はその化合物	0.15	1.5	1.5
33 フェノール類	0.2	20	20
34 1, 4-ジオキサン	0.05	0.5	0.5
油分※	15	—	—

※「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6 条第 1 項第 4 号に規定する油分を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和 51.2.26 総令 5）